



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月18日金曜日 第628号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 土地改良事業の工事完了の届出……………（農地整備課）… 577
- 保安林予定森林……………（森林整備課）… 577
- 道路の区域変更（県道北条玉川線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 577
- 道路の区域変更（一般国道494号）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 578
- 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 578

公 告

- 個人ロッカー、スライド式収納庫の購入……………（会計課）… 578
- 愛媛県松山庁舎照明改修（LED化）業務の委託……………（中予地方局総務県民課）… 579

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 580

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第704号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年7月18日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	医王地区 (今治市)	令和7年6月9日

○愛媛県告示第705号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月18日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
西条市黒瀬字大藪乙718番16
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	北条玉川線	今治市玉川町葛谷字カバケ谷乙133番1地先から 同町葛谷字イモイ谷甲256番地先まで	旧	メートル 4.2～31.5	キロメートル 0.552	
		今治市玉川町葛谷字カバケ谷乙133番1地先から 同町葛谷字イモイ谷甲251番3まで	新	4.2～31.5 及び	0.552 及び	
		今治市玉川町葛谷字カバケ谷甲231番から 同町葛谷字イモイ谷甲251番3まで		9.4～50.9	0.310	

○愛媛県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町本組1208番1地先から 同町本組1207番8まで	旧	メートル 19.5～24.0	キロメートル 0.063	
		上浮穴郡久万高原町本組1209番6から 同町本組1207番8まで	新	20.1～49.0	0.063	

○愛媛県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山68番6から 同町横山79番2まで	令和7年7月18日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

個人ロッカー、スライド式収納庫の購入

(2) 購入物品名及び数量

個人ロッカー、スライド式収納庫 一式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年3月31日（火）（納入時期については仕様書に記載）

(5) 納入場所

愛媛県庁第二別館4～9階執務室

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

令和7年8月26日（火）午前9時から令和7年8月27日（水）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年8月27日（水）午前10時
愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年8月12日（火）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力するうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: a set of personal lockers and side-to-side shelving

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 27 August 2025

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県松山庁舎照明改修（LED化）業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県松山庁舎の照明の改修 1式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書、設計書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県松山市北持田町132番地

愛媛県松山庁舎

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までにおける愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であり、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 開札の日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課総務係
〒790-8502

愛媛県松山市北持田町132番地

電話 (089)941-1111 内線303

又は (089)909-8750

(2) 入札書の受領期限

令和7年8月26日（火）午前10時00分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和7年8月15日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）に、(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年8月26日（火）午前10時00分

愛媛県松山庁舎4階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和7年8月15日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県中予地方局長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県中予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of illumination (LED conversion) at Matsuyama Government Building Ehime Prefecture
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 26 August 2025
- (3) For further information, please contact: General Affairs Section, General and Public Affairs Division, Regional Industrial Development Department, Matsuyama Government Building, Ehime Prefecture, 132 Kitamochidamachi, Matsuyama, Ehime 790-8502 Japan
TEL 089-909-8750

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年7月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,103,863
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,078
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,983

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,493	14,165
南宇和郡	16,656	5,552
松山市・上浮穴郡	427,734	137,956

今治市・越智郡	130,012	43,338
宇和島市・北宇和郡	69,491	23,164
八幡浜市・西宇和郡	33,057	11,019
新居浜市	94,969	31,657
西条市	86,999	29,000
大洲市・喜多郡	46,292	15,431
伊予市	29,945	9,982
四国中央市	69,073	23,025
西予市	29,249	9,750
東温市	27,893	9,298